

倫理規則

一般社団法人新潟県マンション管理士会(以下「当会」という。)の会員は、相談者または依頼者である管理組合等(以下「相談者等」という。)に対する助言・指導及びその他の援助等の業務を通じ、国土交通省の定める「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」及び新潟県、新潟市等地方公共団体の作成による「マンション管理適正化推進計画等」に照らし、マンションにおける適正な管理と良好な住環境の確保を図り、もってマンション生活の安定向上と地域経済の健全な発展に寄与することを使命としている。

この使命を実現するに当たり、会員は、マンションの管理に関する正しい知識を広め、相談者等マンションの管理に関わる関係者の理解を深めるとともに、専門家としての高度な知識と豊富な経験、及びその精神において高い倫理性が求められる。故に、その期待に応えるべく、ここに当会の会員に対しこの倫理規則を定めるものである。

(使命の自覚・公共への貢献)

第1条 会員は、この規則(以下「本規則」という。)の趣旨に基づき、各自がマンションの管理の適正化の推進者としての使命を担っていることを常に自覚する。

2 会員は、マンションの持つ公共的役割に鑑み、業務を行うに当たっては、常に公共の福祉に合致するよう努めなければならない。

(法令遵守、精通)

第2条 会員は、法令等を遵守し、法令及び実務に精通するとともに、研鑽を重ね資質の向上を図るよう努める。

(信義誠実)

第3条 会員は、信義誠実を旨として公正かつ誠実に業務を行う。

(公正・中立の保持)

第4条 会員は、相談者等及び関係者に対し、基本的に第三者的立場を貫き、公正と中立性を保持しなければならない。

2 会員は、公正を保ち得ない事由(そのおそれのある業務、潜在的利益相反を含む)のある業務を行ってはならない。

3 会員は、依頼の趣旨、その目的又は手段若しくは方法について、不正の疑いがあるときは、当該業務を受任してはならない。

(協力事業等における留意事項)

第5条 会員は、国及び地方自治体並びに関係団体等に係る事業で知り得た情報に基づき、当

該関係者の承諾なしに自己の業務に資する目的で当該依頼者等への営業活動を行ってはならない。

(秘密保持)

第6条 会員は、その業務上知り得た秘密を公序良俗に反する等の場合を除き、正当な理由なく他に漏洩してはならない。また、当法人を退会し、もしくはマンション管理士でなくなった後も同様に守秘の責務を果たさなくてはならない。

(個人情報等の保護)

第7条 会員は、定款第63条の定めを遵守し、業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報データを適切に取り扱わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第8条 会員は、マンション管理士の社会的信用を傷つけるような行為をしてはならない。

2 会員は、他の資格・認可等を要する業務については、その資格・認可を得ることなく、かかる業務を行ってはならない。

3 会員は、詐欺的行為、暴力その他これに類する違法、不正な行為を助長し、又はこれを利用してはならない。

(兼業のマンション管理士)

第9条 兼業の会員は、依頼者等との関係において、他業種、業務を誘引する等の目的を持って、社会通念上不当な廉価でマンション管理士としての業務を受任してはならない。

(他の専門家等との協力)

第10条 会員は、マンション管理の多様性及び専門性に鑑み、業務の遂行に当たり、必要に応じて弁護士、建築士、その他の専門家並びに専門資格者と協力する場合は、それぞれの役割を尊重すること。

(利益相反の禁止)

第11条 会員は、依頼者等と利益相反が生じるとき、又は自己の中立性を損なう可能性があるときは、その旨を告知のうえ、役務の提供をしてはならない。

(暴力団排除)

第12条 会員は、暴力団、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他の反社会的勢力に入団し、又は関係を持ってはならない。

(非会員への名義貸し等の禁止)

第13条 会員は、会員でない者にその名義を貸与し、あるいはその業務を取り扱わせ、又はマンション管理士を詐称している者と協力や援助等の提携行為をしてはならない。

(自己研鑽の努力)

第14条 会員は、常に自己研鑽に努め、マンション管理士としての高度な知識と実務的応用力を保持、習得するため、当会及び一般社団法人日本マンション管理士会連合会(以下「日管連」という。)が実施する研修等の受講に努めなければならない。

(不当な勧誘行為の禁止)

第15条 会員は、自己の利益のため、誤解を招きやすいもの、虚偽もしくは誇大なもの、品位を欠く等不当な手法により相談者等を勧誘してはならない。

(自己責任)

第16条 会員は、自己の業務について当会が責任を持つような印象を相談者等に与えてはならず、自己の業務は自己の責任において実行しなければならない。

(賠償責任保険)

第17条 会員は、業務上の判断に基づく助言、指導その他の援助等の活動をするときは、その業務に応じたマンション管理士賠償責任保険に加入しなければならない。

2 会員は、自らが主宰する事務所に所属するマンション管理士に対し、前項の賠償責任保険に加入させるよう努めなければならない。

(定めのない事項)

第18条 本規則に定めのない事項については、日管連の倫理規程及び日管連マンション管理士職務ガイドライン並びに日管連マンション管理士職務規程の定めるところによる。

(規則の改廃)

第19条 本規則の一部の変更又は改正及び廃止は、総会の決議を経なければならない。

附則

本規則は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。